

市有施設の E S C O 事業による L E D 化業務（第 3 期）
提案審査要領

令和 8 年 3 月

大津市

市有施設のE S C O事業によるL E D化業務（第3期） 提案審査要領

市有施設のE S C O事業によるL E D化業務（第3期）に係る提案書の審査は、大津市市有施設のE S C O事業によるL E D化業務（第3期）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

1 提案書の募集から事業者選定に至る過程

- (1) 募集要項の公表
- (2) 募集要項に関する質問受付
- (3) 質問回答
- (4) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (5) 応募者資格確認結果の通知
- (6) 参考図書交付
- (7) 参考図書に関する質問の受付
- (8) 参考図書に関する質問の回答
- (9) 提案書の受付
- (10) 最優秀及び優秀提案の選定、結果通知・公表

2 E S C O提案の審査及び選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案を1件、順位を付して優秀提案を数件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知し、大津市のホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

3 提案書の審査

審査委員会は、「技術提案」等について、総合的にE S C O提案書の審査を行う。なお、補助金を想定しない提案を求める。

(1) 審査の方法

応募者からの提案書類及びプレゼンテーションを基に、提案の内容及び実行能力等を後述のE S C O提案審査評価項目に従い審査する。審査結果に従い、委員の合計得点の最も大きい提案を最優秀提案とし、上位数社の順位を付して優秀提案として選定する。

(2) 選考

応募者からのE S C O提案書をもとに、次の事項を重視して、別表「E S C O提案審査評価項目」により、審査する。

ア 環境的評価事項

- (ア) 対象施設における照明設備の省エネルギー率が31パーセント以上あり、省エネルギー効果が十分にあること。

イ 財政的評価事項

- (イ) E S C Oサービス料が小さいこと。
- (イ) 年間光熱水費削減額（保証値相当）が大きいこと。

ウ 技術的評価事項

- (ウ) 提案された省エネルギー率や工事費などの算出根拠に妥当性があること。
- (イ) E S C O事業等実績が豊富であること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、本市にE S C Oサービスの提供ができる信頼性があること。
- (ウ) 本市要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること。また、要求仕様を上回る意欲的な提案があること。
- (エ) 工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。
- (オ) 本市内の事業者（下請け業者又は協力事業者を含む。）を優先して選定することが考慮されていること。

4 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (5) 募集要項に違反すると認められた場合
- (6) 別表の技術的事項小計の各委員の平均点が9.6点に満たない場合
- (7) 指定された省エネ率を満たさない場合

市有施設のESCO事業によるLED化業務（第3期）
ESCO提案審査評価項目〔点数判定方式〕

別表

評価項目		採点基準	点数	係数	評価点	備考
ア 環境	(ア)	対象施設における照明設備の省エネルギー率が31パーセント以上あり、省エネルギー効果が十分にあること。	最高値の提案を5点とする。 (提案数値/提案最高値)×5で採点	8	環境的 事項小計 (40点 満点)	省エネ率31 パーセント未満 は失格
	(イ)	ESCOサービス料が小さいこと。	最低値の提案を5点とする。 (提案最低値/提案数値)×5で採点	10		
イ 財政	(イ)	年間光熱水費削減額（保証値）が大きいこと。	最高値の提案を5点とする。 (提案数値/提案最高値)×5で採点	10	財政的 事項小計 (100点 満点)	
	(エ)	提案された省エネルギー率や工事費などの算出根拠がわかりやすく整理されており、妥当性があること。計算過程の説明が的確で間違いが無いこと。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	6		
ウ 技術	(イ)	ESCO事業等実績が豊富でノウハウがあること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し本市にESCOサービスの提供ができる体制が示されており、信頼性があること。資材調達方法や工程が明確で、妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	4	技術的 事項小計 (160点 満点)	各委員小計の平 均点が96点 未満の場合は 失格
	(ウ)	本市要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること。また、業務中の取り組み、採用器具や引き渡し後の維持管理等で、要求仕様を上回る意欲的な提案があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	6		
	(エ)	工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないための取り組みが示されていること。また、安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。子どもや職員への安全配慮と負担軽減、施設への棄損対策が具体的であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	6		
	(オ)	本市内の事業者（下請け業者又は協力事業者を含む。）を優先して選定することが考慮されていること。採用する市内事業者の技術力及び経験が豊富であり、技術者が適正に配置されること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	10		
	(カ)					
評価点数合計 (300点満点)						

※計算結果の端数処理は小数点第二位を四捨五入とする